

大阪・関西万博で開催する「人形浄瑠璃文楽」ミニ公演と
特別展示『体感！文楽の世界』の企画デザイン及び設営等業務

制作要項

1. 開催概要

地元・大阪で誕生し、300 年以上の歴史を有するユネスコ無形文化遺産である伝統芸能「人形浄瑠璃文楽」を国内外から万博に訪れる多くのお客様に理解し楽しんでいただくため、当該展覧会の会場を設計・デザインし、展示空間を設営する業務である。

会場内には文楽のミニ公演を実施するための大道具（文楽の舞台）を併設するため、大道具製作業者との調整も行う。

2. 名称

大阪・関西万博で開催する「人形浄瑠璃文楽」ミニ公演と特別展示『体感！文楽の世界』

3. 主催及び実施主体

主催：文化庁

実施主体：独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）

4. 会場・開催期間

大阪・関西万博内 ギャラリーEAST（大阪市此花区夢洲）

令和7年8月14日（木）～令和7年8月17日（日）（4日間）

5. 開館時間

午前9時～午後9時（入館は閉館の30分前まで）（予定）

6. 観覧料

無料

7. 出品資料（予定）

- ・見台
- ・三味線及び撥
- ・太夫及び三味線弾き（マネキンで演奏の様子を再現）
- ・人形遣い及び文楽人形（マネキンで演技の様子を再現）
- ・文楽のかしら（2～3点）
- ・かしの製作工程
- ・文楽の衣裳
- ・文楽の小道具
- ・舞台模型（1/40）
- ・文楽関連映像（プロジェクター投影又はモニター上映）
- ・文楽大道具（別途製作予定）
- ・舞台写真
- ・その他未定

8. 展示構成

- ・文楽についての概要から始まり、文楽の歴史や三業（太夫・三味線弾き・人形遣い）の解説、各展示資料の説明を行う。解説文は日本語、英語、中国語（簡体）、韓国語を併記する。

- ・展示資料は温湿度管理のためケース（透明アクリル板等）に収容すること（マネキン資料は除く）。
- ・文楽関連映像を上映する。上映についてはプロジェクター投影又はモニターによる上映とする。
- ・会場内には文楽のミニ公演を実施するための大道具（文楽の舞台）を併設する。大道具の設置場所及び図面は別紙1「ギャラリーEAST大道具図面」を参照すること。
- ・ミニ公演を鑑賞するためのスペースを確保すること。

9. 設営日及び撤去日

設営日：令和7年8月13日（水）午前9時～午後9時

※上記時間内で設営が完了しない場合、令和7年8月13日（水）0：00から作業可能

撤去日：令和7年8月18日（月）午前9時～午後9時

※上記時間内で撤去が完了しない場合、令和7年8月18日（月）23：59まで作業可能

10. 会場の設備概要

別紙2「ギャラリーEAST設備概要」参照

11. 委託業務内容

大阪・関西万博で開催する「人形浄瑠璃文楽」ミニ公演と特別展示『体感！文楽の世界』の企画デザイン及び設営業務（以下「本業務」という。）は「1. 開催概要」「9. 設営日及び撤去日」「別紙1 ギャラリーEAST大道具図面」「別紙2 ギャラリーEAST設備概要」を踏まえて実施すること。

11-1. 本業務を進めるに当たっての基本内容及び事前作業

- ア 受託者は、公益社団法人2025年日本国際博覧会（以下「博覧会」という。）が定める諸規則、ガイドラインに則り業務を行うこと。
- イ 受託者は、振興会と定期的に協議を行い、業務を行うこと。協議を行う際には、事業の説明等に必要となる資料を作成し、事前に電子データにより振興会に提出すること。振興会から資料の修正指示があった場合はその内容を反映したものを再提出すること。
- ウ 受託者は、上記イの協議の資料を作成し、振興会に事前に電子データにより提出すること。
- エ 受託者は、契約締結日から業務完了日までの全体実施計画書案を振興会及び受託者との協議のうえ作成すること。なお、全体実施計画書案については、進捗状況を反映させ、更新内容を振興会及び受託者で共有すること。ただし、更新内容がない場合においてはこの限りではない。
- オ 受託者は振興会の要望や指示を反映させ、当該展覧会の実施スケジュールを作成する。

11-2. 企画作成・立案・実施図面（会場図、仕込み図等）、機材リスト等の作成

- ア 受託者は、会場の特性（壁面・床の保護、電源の確保、搬入口の大きさ等）を踏まえ、会場デザイン画、照明機器の仕込み図等を作成すること。
- イ 受託者は、会場に配備する必要のある音響、照明に係る機材リストを作成すること。

11-3. 展示空間の設計及びデザイン

- ア 受託者は、会場の特性や許可された内容、来館者の動線等を踏まえ、ギャラリーEASTにおける展示空間等の設計及びデザインを行うこと。なお、キャプションやパネル等、資料に付随する展示

物も設計・デザインに含むこと。

- イ 設計の際は、大道具製作者が同会場に設営することを踏まえ、床及び壁面の養生、舞台設営時の動線にも配慮すること。
- ウ 展示会場外部への看板等の設置は不可のため、展示空間に看板、バナー、案内用サイン等を配置し、来場者が認識できるようにすること。
- エ 受託者は、入札段階においては展示空間のデザイン及び設計の提案を行うが、最終的には振興会と協議の上、決定するものとする。

1 1－4．音響、照明機器の手配、設置

- ア 受託者は「1．開催概要」「1 1－3．展示空間の設計及びデザイン」を踏まえ、ギャラリーE A S Tにおける音響、照明用の機器の手配及び設置を行う。
- イ 受託者は、照明・音響の仕込み図を作成し、それを踏まえた振興会との協議を経て作成される照明、音響プランに従い、ギャラリーE A S Tにおいて音響、照明機材を設置する。
- ウ 受託者は音量・指向性を担保しつつ、来場者に十分な音質、音量を提供できるよう、音響機材の設置を検討すること。
- エ 映像の投影・照明機材の設置にあたっては、電源等会場設備仕様に関する調整を行うこと。

1 1－5．会場設営

- ア 受託者は、「1 1－3．展示空間の設計及びデザイン」「1 1－4．音響、照明機器の手配、設置」を踏まえて、必要資材・機器の手配を行い、展示空間等の設営及び機器の設置を行うこと。
- イ 受託者は、会場の設営前に、博覧会協会との打合せに参加し、振興会と共に図面の承認を受けること。また、博覧会協会から修正の指示があった場合には図面を修正すること。
- ウ 受託者は、会場の設営に当たって、「9．設営日及び撤去日」の期間内で設営する場合、騒音については8 5 d b以内で作業すること、また、作業で発生する光や振動などについても配慮すること。
- エ 受託者会場内にパーテーション等を設営する場合、天井の消防設備を妨げないようにすること。
- オ 受託者は、業務の実施に当たり、会場を損傷することのないよう予防措置を取ること。会場を損傷させた場合には、振興会と協議の上、原状回復の方法や実施時期などについて決定するものとし、その実施に当たっては別途契約を締結するものとする。
- カ 会場設営後、受託者は引渡しの前に展示室、展示ケース内の空気環境調査を実施すること。なお、展示ケース内の温度は摂氏2 0度前後、湿度は5 0 %前後とする。
- キ 受託者は、会場設営を実施する上で、技術監督を配置し、振興会及びその他業務の受託業者との連絡調整を行い、全体のスケジュールを管理し、共有すること。また、必要が生じた場合には振興会及び関係業者らとの協議の場を設定し、連携して業務に当たること。

1 1－6．実施運営における法令順守

- ア 本業務の実施は、法令を遵守し、必要に応じて所管する官公庁と調整を行い、指導等があった場合には遅滞なく対応すること。ただし、振興会の対応や調整が必要となる業務については、振興会が対応、同行するものとする。
- イ 受託者は、本事業を実施するに当たり発生する、申請業務及び届出業務を行うこと。ただし、振興会の対応や調整が必要となる業務については、振興会が対応、同行するものとする。

1 1－7．業務実施報告書の作成

本業務終了後、実施内容について業務実施報告書を作成すること。なお、業務実施報告書の作成に当たっては、最低限、下記の内容を盛り込むことに加え、業務内容及び展覧会の様子が分かる記録画像を含めることとする。記録画像については、会場の設営完了までの期間を対象とし、作業の進捗に応じて撮影を行うこと。

- ア 従事者リスト及び担当業務（各日）
- イ 担当業務ごとの勤務人数及び勤務表（各日）
- ウ 各業務の従事画像（業務ごと）
- エ 展示空間・設置物等の画像
- オ 設営前の現状の画像
- カ 期間中の全体スケジュール
- キ 各種図面、デザイン画
- ク 機材・備品リスト

1 2. 成果物の作成

- ア 成果物は次のものとする。
 - ・業務実施報告書（署名及び電子媒体）
 - ・記録画像（電子媒体）
- イ 成果物納入場所
独立行政法人日本芸術文化振興会 国立文楽劇場 事業推進課
〒542-0073 大阪府大阪市中央区日本橋1丁目12番10号
- ウ 成果物納入期限
令和7年9月1日（月）

1 3. 実施条件及び留意事項

- 本事業の実施に当たっては、法令の他、以下の実施条件及び留意事項を遵守すること。
- ア 各業務の実施に際しては、振興会からの指示に基づき、十分に協議を行うこと。
 - イ 会場設営に際し、発生する申請や検査などに係る手数料などの経費については受託者の負担とし、会場等の使用料は振興会の負担とする。
 - ウ 作業対象、内容などについて、本件以外の作業等が生じた場合は、振興会に相談の上調整するものとする。
 - エ 受託者は、納品物件の瑕疵に対して適宜、無償で修正、補修できる体制を用意するものとする。
 - オ 本業務を遂行する上で受託者が必要と判断する事項については自ら作業を実施し、受託者は振興会に対し助言、提言を行い、振興会の指示に従わなければならない。

1 4. 契約の解除について

- ア 振興会及び受託者は、相手方が本契約のいずれかに違反し、又は本契約事項を履行する見込みがないと認められるときは、相手方に対し書面により改善を求めることとし、通知発送後7日以内に改善がなされない場合、ただちに本契約の全部または一部を解除することが出来るものとする。
- イ 前項により本契約が解除された場合、有責当事者は相手方に対し、契約額相当分を上限とする違約金及び生じた一切の損害の賠償を請求することができる。

1 5. 協議事項

本仕様書に定めのない事項、または解釈上生じた疑義については、信義誠実の原則に従い、振興会と受託者による協議の上、決定するものとする。

16. 争訟の提供

本契約に関する争訟の提起、申し立て等は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として行うものとする。

17. 制作予算

制作予算額は19,700,000円（税込）未満とすること。

18. 知的財産の帰属等

ア 本調達の作業により作成する成果物に関し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条、第23条、第26条の3、第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作権を振興会に譲渡し、振興会は独占的に使用するものとする。

なお、受託者は振興会に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。また、受託者が本調達の納入成果物に係る著作権を自ら使用し、又は第三者をして使用させる場合、振興会と別途協議するものとする。

イ 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている時は、振興会が特に使用を指示した場合を除き、受託者は当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うものとする。

なお、この時、受託者は当該著作権者の使用許諾条件につき、振興会の了承を得るものとする。

ウ 本調達の作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争の原因が専ら振興会の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの負担と責任において一切を処理するものとする。

なお、振興会は紛争等の事実を知った時は、速やかに受託者に通知するものとする。

19. 再委託

ア 受託者は、本調達の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を原則として禁止するものとする。

ただし、受託者が本調達の一部について、再委託の相手方の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託の相手方に係る業務の履行能力等について提案時に記載し、振興会が了承した場合は、この限りでない。

イ 受託者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受託者は再委託の相手方に対して、本制作要項「20. 知的財産権の帰属等」、「23. 秘密保持等」、「24. 情報セキュリティに関する受託者の責任」を含め、本調達の受託者と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。

ウ 受託者は、再委託の相手方に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進捗状況及び情報セキュリティ対策の履行状況について報告を行わせるなど、適正な履行の確保に努めるものとする。

また、受託者は、振興会が本調達の適正な履行の確保のために必要があると認める時は、その履行状況について振興会に対し報告し、また振興会が自ら確認することに協力するものとする。

る。

- エ 受託者は、振興会が承認した再委託の内容について変更しようとする時は、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、振興会の承認を得るものとする。

20. 再々委託の履行体制の把握

受託者は、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託（以下「再々委託」という。）しようとする場合は、再々委託先の住所、氏名、再々委託を行う業務の範囲を書面で振興会に提出するものとする。

21. 秘密保持等

- ア 受託者は、本調達に係る作業を実施するに当たり、振興会から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用しないものとする。ただし、次の①から⑤のいずれかに該当する情報は除くものとする。

- ① 振興会から取得した時点で、既に公知であるもの
- ② 振興会から取得後、受託者の責によらず公知となったもの
- ③ 法令等に基づき開示されるもの
- ④ 振興会から秘密でないと指定されたもの
- ⑤ 第三者への開示又は本調達に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に振興会に協議の上、承認を得たもの

- イ 受託者は、振興会の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、又は複製しないものとする。

- ウ 受託者は、本調達に係る作業に関与した受託者の所属職員が異動した後においても、機密が保持される措置を講じるものとする。

- エ 受託者は、本調達に係る検収後、受託者の事業所内部に保有されている本調達に係る振興会に関する情報を、裁断等の物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法により、速やかに抹消するとともに、振興会から貸与されたものについては、検収後 1 週間以内に振興会に返却するものとする。

22. 情報セキュリティに関する受託者の責任

- ア 情報セキュリティポリシー等の遵守

受託者は、「政府機関のサイバーセキュリティ対策のための統一基準(令和5年度版)」及び「独立行政法人日本芸術文化振興会情報セキュリティポリシー」（以下「セキュリティポリシー等」という。）に従って受託者組織全体のセキュリティを確保すること。「独立行政法人日本芸術文化振興会情報セキュリティポリシー」は非公開であるが、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を、必要に応じて参照すること。「独立行政法人日本芸術文化振興会情報セキュリティポリシー」については、契約締結後開示する。

- イ 情報セキュリティを確保するための体制の整備

受託者は、セキュリティポリシー等に従い、受託者組織全体のセキュリティを確保するとともに、振興会から求められた当該業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。

ウ 情報セキュリティが侵害された場合の対処

本調達に係る業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され、又はその恐れがある場合には、直ちに振興会に報告すること。これに該当する場合には、以下の事象を含む。

- ① 受託者に提供し、又は受託者によるアクセスを認める振興会の情報の外部への漏洩及び目的外利用
- ② 受託者による振興会のその他の情報へのアクセス
- ③ 情報セキュリティが侵害され又はその恐れがある事象が本調達に係る作業中及び契約に定める瑕疵担保責任の期間中に発生し、かつその事象が受託者における情報セキュリティ上の問題に起因する場合は、受託者の責任及び負担において次の各事項を速やかに実施すること。
 - a. 情報セキュリティ侵害の内容及び影響範囲を調査の上、当該情報セキュリティ侵害への対応策を立案し、振興会の承認を得た上で実施すること。
 - b. 発生した事態の具体的内容、原因及び実施した対応策等について報告書を作成し、振興会へ提出して承認を得ること。
 - c. 再発防止対策を立案し、振興会の承認を得た上で実施すること。
 - d. 上記のほか、発生した情報セキュリティ侵害について、振興会の指示に基づく措置を実施すること。

エ 情報セキュリティ監査の実施

本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、振興会が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、振興会がその実施内容（監査内容、対象範囲、実施等）を定めて、情報セキュリティ監査を行う（振興会が選定した事業者による監査を含む。）。

オ セキュリティ対策の改善

受託者は、本調達における情報セキュリティ対策の履行状況について振興会が改善を求めた場合には、振興会と協議の上、必要な改善策を立案して速やかに実施するものとする。

2.3. 個人情報保護法に関する事項

受託者は、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」又は、当該法律を遵守するために受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を取り扱うこと。

以上